

知多市

# 男女共同参画行動計画

知多市ウイズプランII

2011-2020



**CHiAA**  
知多市

## 男女共同参画行動計画策定にあたって

本市はこれまで、国や県と同様、男女平等社会の実現に向けた様々な取り組みを、着実に進めてまいりました。

しかしながら、この間にも少子高齢化の進展や就労、育児、介護、女性への暴力など、女性や男性を取り巻く社会情勢や生活環境は、急速に変化にきております。

女性も、男性も、お互いがその人権を尊重し合うことは、男女共同参画社会を実現する上で、重要なテーマです。そのうえで、お互いの役割と責任を分かち合い、性別にかかわらず、対等なパートナーとして、その個性と能力を十分に発揮するため、より一層の努力が必要とされております。

今回の計画は、社会情勢の変化やこれまで10年間の取り組み状況、平成21年度に実施した「男女共同参画住民意識調査」の内容を、市民の皆様で組織していただいた策定委員会で十分検証し、議論してまいりました。

また、具体的に取り組む行動プランについては、「知多市市民活動推進条例」の趣旨に基づき、「市民・地域・NPO・事業者」、「市」が推進の担い手となって、「市民協働」により計画に取り組んでまいります。

男女共同参画社会は、行政の取り組みだけでは実現することはできません。計画の推進に当たっては、市民の皆様をはじめ、地域に生活するすべての方々と連携・協働が何よりも大切であると考えております。

本計画が、より実効性のある計画となりますよう、皆様にはこれまで以上のご理解とご協力をお願い申し上げるとともに、本計画の策定にご尽力をいただいた策定委員会の皆様に感謝申し上げます。

平成23年3月

知多市長 加藤 功



## 目 次

### 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的	P 1
2 計画の期間	P 2
3 計画の視点	P 3
4 計画の位置づけ	P 6
5 意識調査結果と課題	P 7

### 第2章 計画の内容

1 基本理念	P 12
2 基本目標	P 12
3 男女共同参画社会を推進する担い手	P 14
4 体系図	P 15

### 第3章 基本目標

1 基本目標 1 意識づくり	P 17
2 基本目標 2 環境づくり	P 23
3 基本目標 3 まちづくり	P 33
4 基本目標 4 計画推進の体制づくり	P 37
5 数値目標	P 41

### 資料

知多市男女共同参画センター	P 42
用語説明	P 43
男女共同参画に関する動き	P 48
男女共同参画社会基本法	P 51
計画策定の経過	P 54
策定委員の声	P 56



## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の目的

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法<sup>※1</sup>」が施行され、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。

本市では、平成6年3月に「知多市レディースプラン」、平成13年3月に「知多市男女共同参画行動計画 知多市ウイズプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

今回、前計画が平成22年度に終期を迎えることから、これまでの計画の各種施策の取組状況や平成21年度に実施した「男女共同参画住民意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果を受け、「知多市男女共同参画行動計画 知多市ウイズプランⅡ」（以下「ウイズプランⅡ」という。）として改定しました。

これまでの計画では、知多市男女共同参画センター“ウイズ”（以下「“ウイズ”」という。）を拠点に、講座の開催や意識啓発、市民団体への支援およびネットワーク化、人材・組織の育成、情報の収集と発信などを行ってきました。この間に、性的な役割分担意識について「男性は仕事、女性は家事や育児」という考え方から「家事や育児をみんなで協力して担う」という考えが若い世代を中心に増えてきました。また、女性の地域活動への参加意欲や地域の担い手としての当事者意識の高まりに加え、女性が活躍するNPOなどの市民団体が誕生し、互いに連携しようとする動きも出てきました。

しかしながら、子育てや介護のために仕事を辞めるのは、ほとんど女性であることなど、今なお、性別による固定的な役割意識や、それに起因する社会慣習は根強く、男性中心の社会構造が、改善されているとは言い難い状況です。

また、今後は、少子高齢化に伴う就労人口の減少や女性の社会進出、家族構成の変化に伴い、女性の出産後の就業、男性の家事や育児などへの参加、ワーク・ライフ・バランス<sup>※2</sup>といった課題に取り組んでいくとともに、高齢者だけの世帯での介護や男性の一人世帯が抱える問題について、男性にとっても生活面で自立していることが必

要であり、男女がともに自立した社会の実現が求められています。

男女共同参画社会の実現のためには、市民、地域、事業者・NPO、市が一体となり、あらゆる場面で、少子高齢化や社会の変化などに的確に対応し、男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず、積極的に個性を活かし、能力を発揮できる環境づくりへの取組が必要とされています。

本市では、地域特性として、コミュニティ<sup>※3</sup>やNPOを始めとした市民活動が活発に行われています。このような地域に根差した活動が活性化することで、地域に合ったサービスが提供できます。それだけではなく、地域の目が行き届き、見守っていきやすい環境も整備されていきます。市では、このような活動を応援することで、きめ細やかで質のよい住民サービスを充実させ、安心・安全な暮らしやすいまちづくりをめざしています。

今回のウイズプランⅡでは、今後の10年を見据え、こうした本市の特性を生かした計画づくりを行いました。市だけでなく市民と事業者・NPOなどが協働し、誰もが自分らしく生きられるまちをめざします。

## 2 計画の期間

平成23年度から平成32年度まで

### 3 計画の視点

#### 「男女共同参画ってなんだろう??」

- ・女性が社会に出て働くこと??
- ・男性が家事、育児にかかわること??
- ・男性と女性が平等に扱われること??
- ・女性だけが幸せになる社会をつくること??

#### 【めざす社会のすがた】

男女共同参画社会とは、様々な場面で、様々な人の生き方を理解し、応援することで、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会のことです。

そのためには、自分だけではなく家族や職場・地域に対する思いやりの気持ちや理解と協力が必要になります。一人ひとりが「できるときに・できる範囲で・できること」を実践し、誰もが社会の一員として自分の能力や個性を発揮できるまちづくりを進め、誰か一人の生活や生き方に注目した社会のあり方ではなく、女性と男性、子どもと大人、介護する人とされる人、日本人と外国人など、人と人がつながり、支え合う社会の実現をめざします。

#### 【意識調査から】

平成21年度に行った意識調査の結果から、男女共同参画社会の実現に向けて2つの課題が明らかになりました。1つは「働く環境の整備」、もう1つは「さらなる啓発の必要性」です。

#### ○働く環境の整備について

平成11年と21年における愛知県の完全失業率を比較してみると、4.3%から4.5%とほぼ横ばいですが、女性の「15歳～24歳」の失業率は5.7%から8.7%、「25歳～34歳」の失業率は6.0%から7.1%と増加しており、若い女性の失業率の高さが目立っています。

雇用情勢が不安定な中、アンケート調査の結果から「働きたい」と思ってい

る女性が多くなっています。また、出産後に仕事に復帰ができる環境の整備や、子育てをしながら仕事を継続していける体制づくりが、男女を問わず求められています。

内閣府の資料によれば、男性の一般労働者の給与額を100とした場合の女性一般労働者の給与水準は70程度であり、男女間に賃金格差が存在しています。10年前に比べ、男女共同参画が推進されたとはいえ、男性と女性の経済格差はまだまだ解消されていないのが現状です。性別を問わず、個々の能力により評価される体制づくりが必要とされています。

一方、前計画策定時から10年が経過し、「男性は仕事、女性は家事や育児」という考え方が根強い世代から、男性も女性もできる人が家事・育児・仕事を協力して担っていくという考え方を持つ若い世代が増えています。また、最近では、ワーク・ライフ・バランスの取組が見直されるようになり、仕事だけでなく生活の面にも目が向けられ始めています。

しかし、21年度の意識調査では、ワーク・ライフ・バランスに関し、男性と女性、理想と現実に違いがみられ、「バランスが取れていると感じている人」は全体の3分の1程度しかいませんでした。誰もが、ワーク・ライフ・バランスに理解を深めるとともに、事業者に対してもその効果を啓発し、世代や環境に合ったバランスのとり方を推奨していくことが求められています。

#### ○啓発の必要性について

これまで、市では“ウイズ”を中心として男女共同参画に関する啓発を進めてきました。しかし、意識調査からは、①ドメスティック・バイオレンス※<sup>4</sup>（以下「D.V.」という。）のうちでもデートD.V.※<sup>5</sup>や「殴る・蹴るではない精神的な暴力」について市民の認識が低いこと、②啓発の拠点となっている“ウイズ”の認知度が低いことが分かりました。今後、“ウイズ”そのものを周知するとともに、認知度が低いD.V.についての啓発を進めていく必要があります。

## 【市民協働<sup>※6</sup>の視点】

第5次知多市総合計画では、市民協働によるまちづくりをめざし、この地域特有の活発な市民活動を通して、男女共同参画を推進していきます。これまで、男女共同参画は一つの行政分野としてとらえられてきましたが、市民活動・コミュニティ活動の分野を始め、幅広い活動の中で男女共同参画の要素を加えていきます。

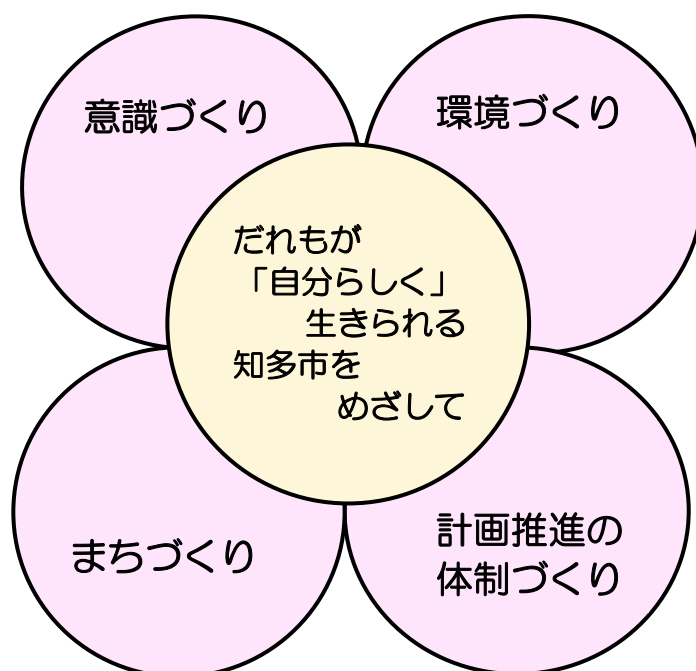
## 【4つの柱】

行動計画は、

- 1 意識づくり
- 2 環境づくり
- 3 まちづくり
- 4 計画推進の体制づくり

の4つの柱を基に、「市・わたしたち(市民)・地域・NPO・事業者」などの担い手が一人ひとり、自分のこととして考え、互いに協働して実践できる行動目標を設定しました。

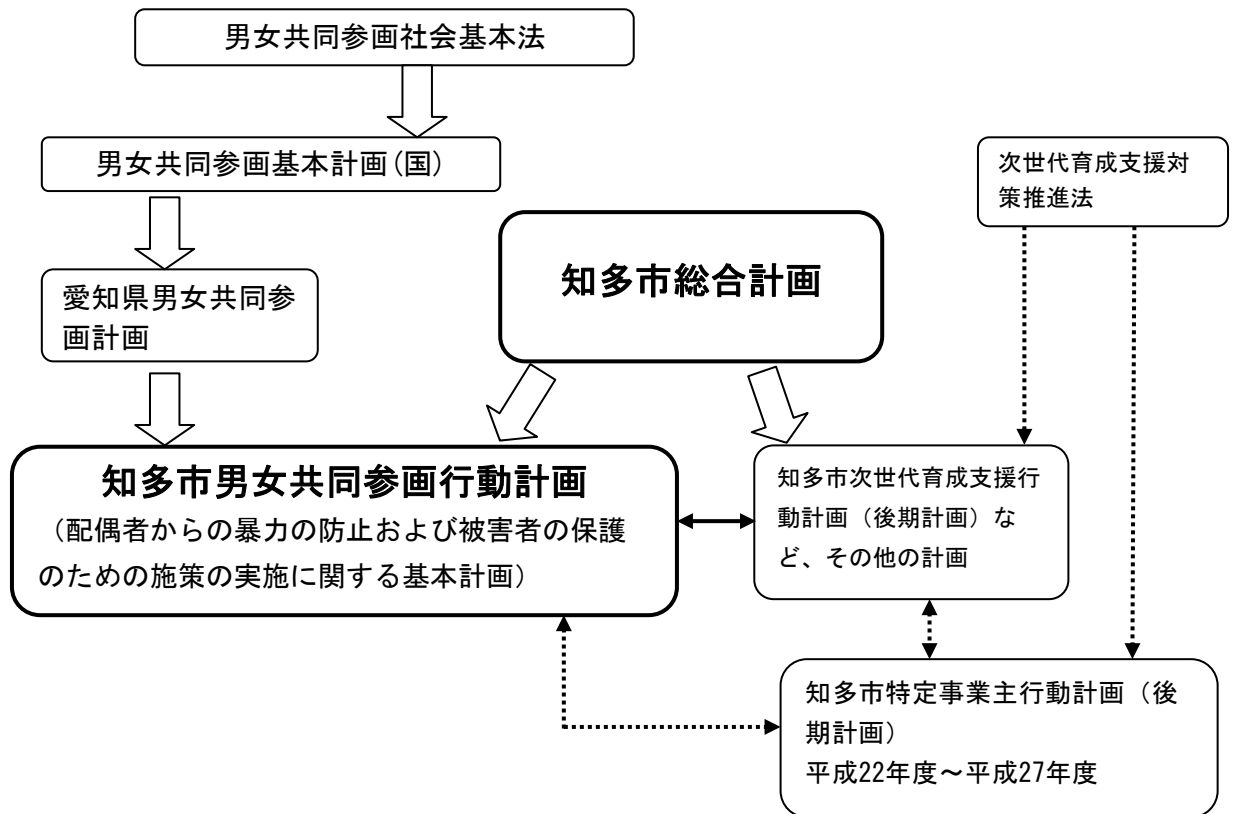
みんなで男女共同参画の花を咲かせましょう





#### 4 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第9条および第14条第3項に基づく計画です。
- (2) 本計画は、第5次知多市総合計画に基づく下位計画であり、知多市次世代育成支援行動計画(後期計画)など、他の計画とも連携するものです。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会をめざした知多市男女共同参画行動計画(知多市ウイズプラン)を継承するものであり、策定作業を委託した「特定非営利活動法人地域福祉サポートちた」および市民公募による策定委員会委員との協働により策定したものです。
- (4) 本計画の「意識づくり」(17頁から22頁)および「環境づくり」(23頁から32頁)に掲げる「女性に対する暴力の根絶」に関する施策は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく本市における配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画とみなします。



## 5 意識調査結果と課題

### 【意識調査の概要】

市では、男女共同参画に対する市民の意識などを把握することで、本計画の基礎資料とすることを目的とし、意識調査を実施しました。

(1) 調査対象：市在住の15歳以上の男女

(2) 配布数：3,000人 (3) 回収数：1,406人 (4) 回収率：46.9%

(5) 調査時期：平成21年9月16日～11月10日

### 【意識調査から見た課題】

主な課題について、まとめると以下のようになります。

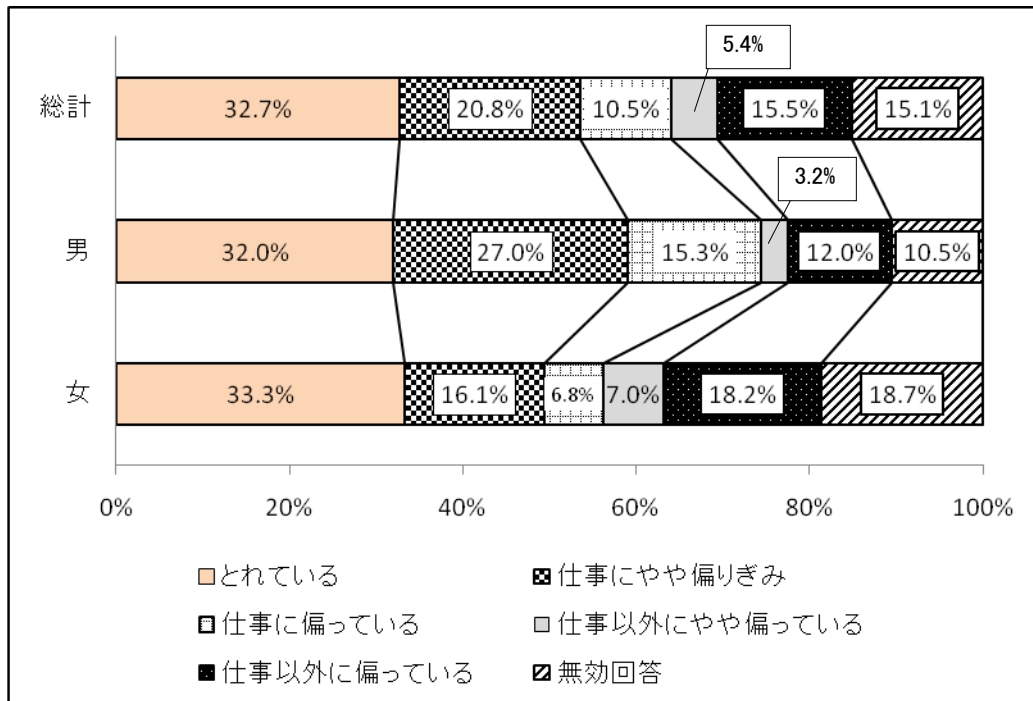
仕事と仕事以外の時間について

→3人に2人 バランスがとれていない

※今回の調査では「仕事」は通勤時間などを含めた有償労働を、「仕事以外の時間」は家事や育児などの家庭生活・学習・趣味・地域活動などを指します。

- ・男性も女性も仕事と仕事以外の時間のバランスがとれていると感じている方は、3人に1人程度しかおらず、多くの方がどちらかに偏っていると思っています。

### ■ワーク・ライフ・バランス

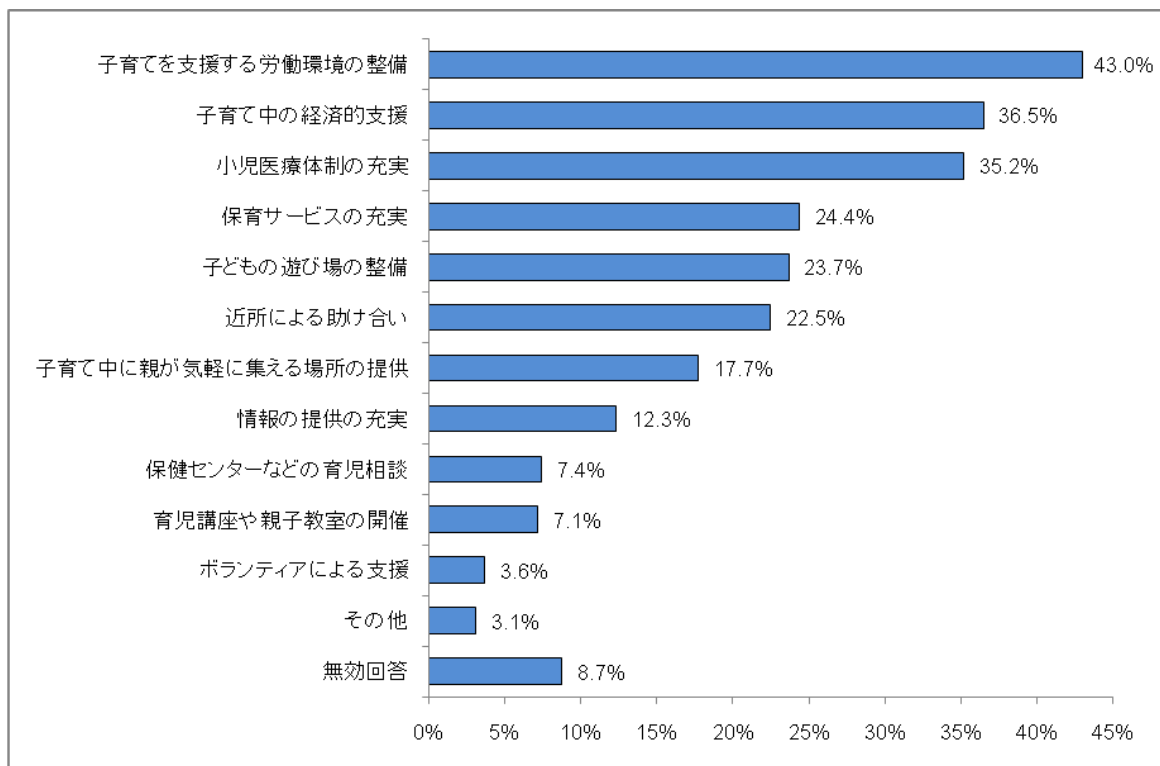


## 子育てしやすい環境づくりについて

## →労働環境整備の必要性

- ・子育てしやすい環境としては、「子育てを支援する労働環境の整備」と回答した方が43.0%と最も多く、次いで「子育て中の経済的支援」、「小児医療体制の充実」、「保育サービスの充実」の順となっています。子育てと仕事を両立したいと考えている方は、子育てしやすい労働環境の整備や支援制度などの充実を望んでいることがうかがえます。
- ・「子どもの遊び場の整備」、「近所による助け合い」、「子育て中に親が気軽に集える場所の提供」など、生活の身近なところでの支援も20%前後の数字で必要と回答されています。

### ■子育てしやすい環境づくりのためにどのような支援や仕組みが必要か



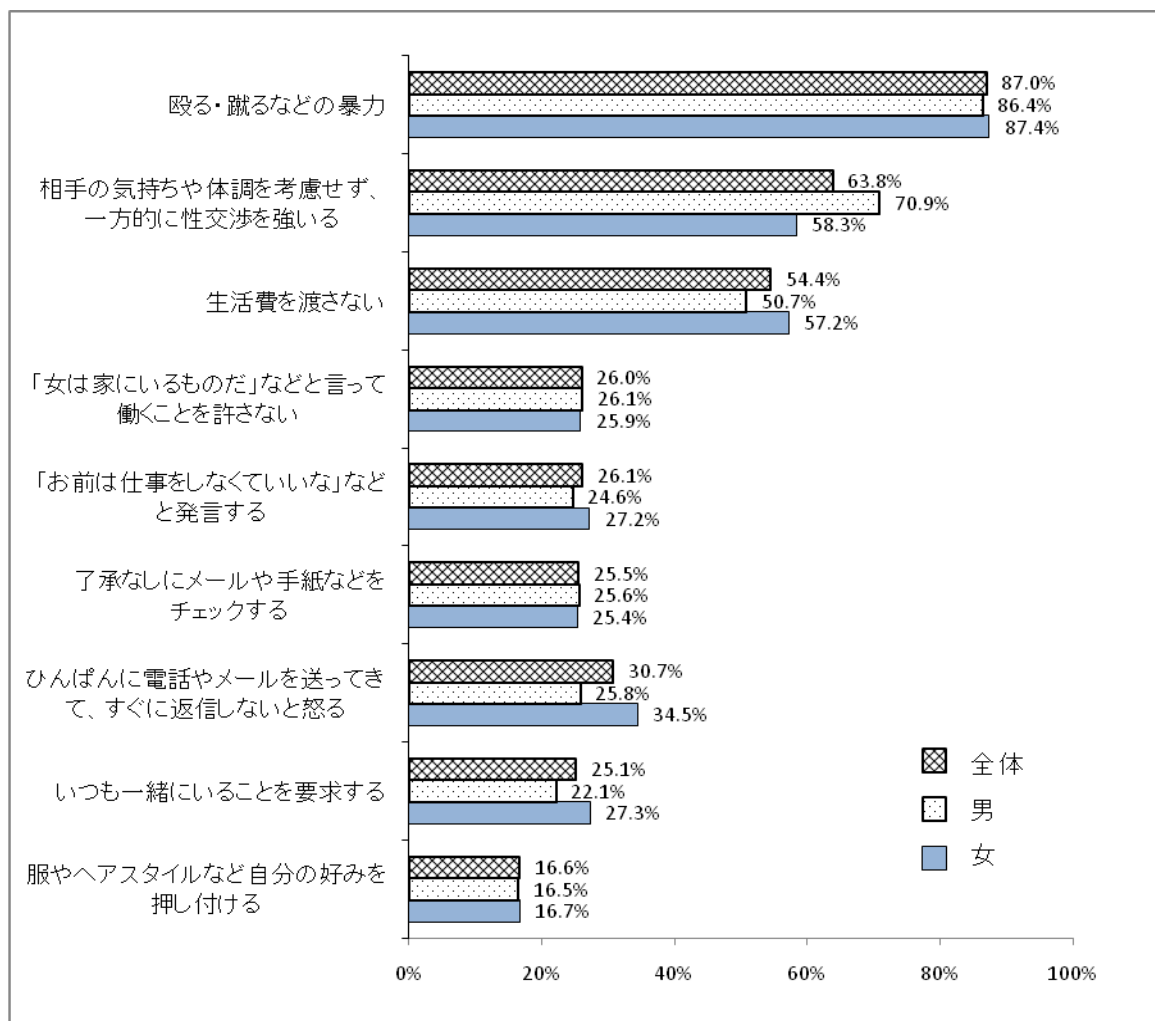
## DVに対する認識について

### →言葉・精神的暴力の認識の低さ

・身体的暴力や性的暴力、経済的暴力については、DVとして比較的多くの方に認識されています。しかし、「服やヘアスタイルなど自分の好みを押し付ける」(16.6%)、「いつも一緒にいることを要求する」(25.1%)などの精神的な暴力は、あまり認識されていません。また、「了承なしにメールや手紙などをチェックする」(25.5%)などについても、DVとしてあまり認識されていません。これらの項目は、結婚をしていない若い恋人の間で問題となっている「デートDV」でも、よく見られる傾向です。

DVに対しては、暴力行為や性的暴力についてはもちろんのこと、認識度が低いデートDVや言葉の暴力の防止に向けて、啓発をいっそう進めていく必要があります。

#### ■ DVに対する認知度

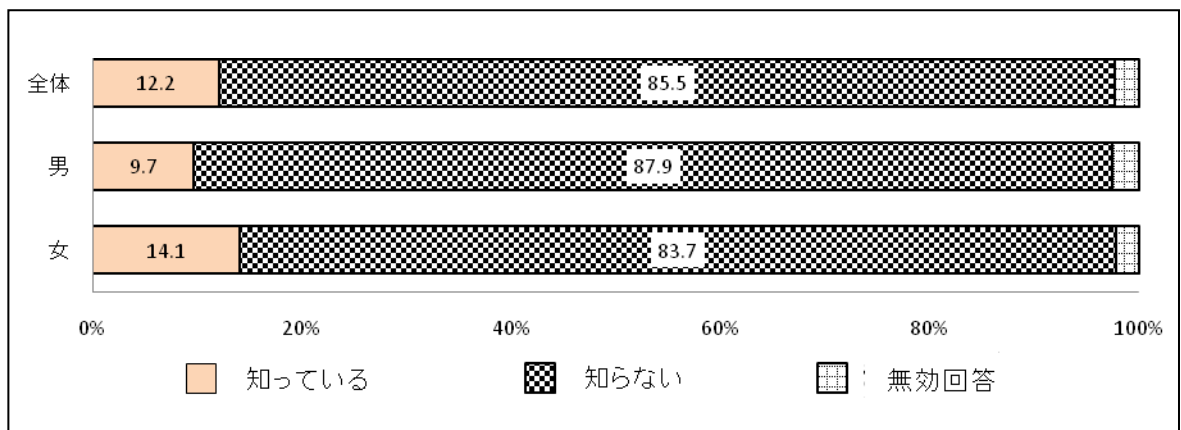


## “ウイズ”について

→ 8人に1人しか知られていない

- ・ “ウイズ”を知っていると回答した方は8人に1人と少なく、あまり認知されていないのが現状です。こうした認知度の低さが、利用につながっていない理由であると思われます。
- ・ 市では、“ウイズ”を男女共同参画推進の拠点としています。男女共同参画社会を推進していく上で、“ウイズ”に対する認知度を高める必要があります。

### ■ “ウイズ”の認知度

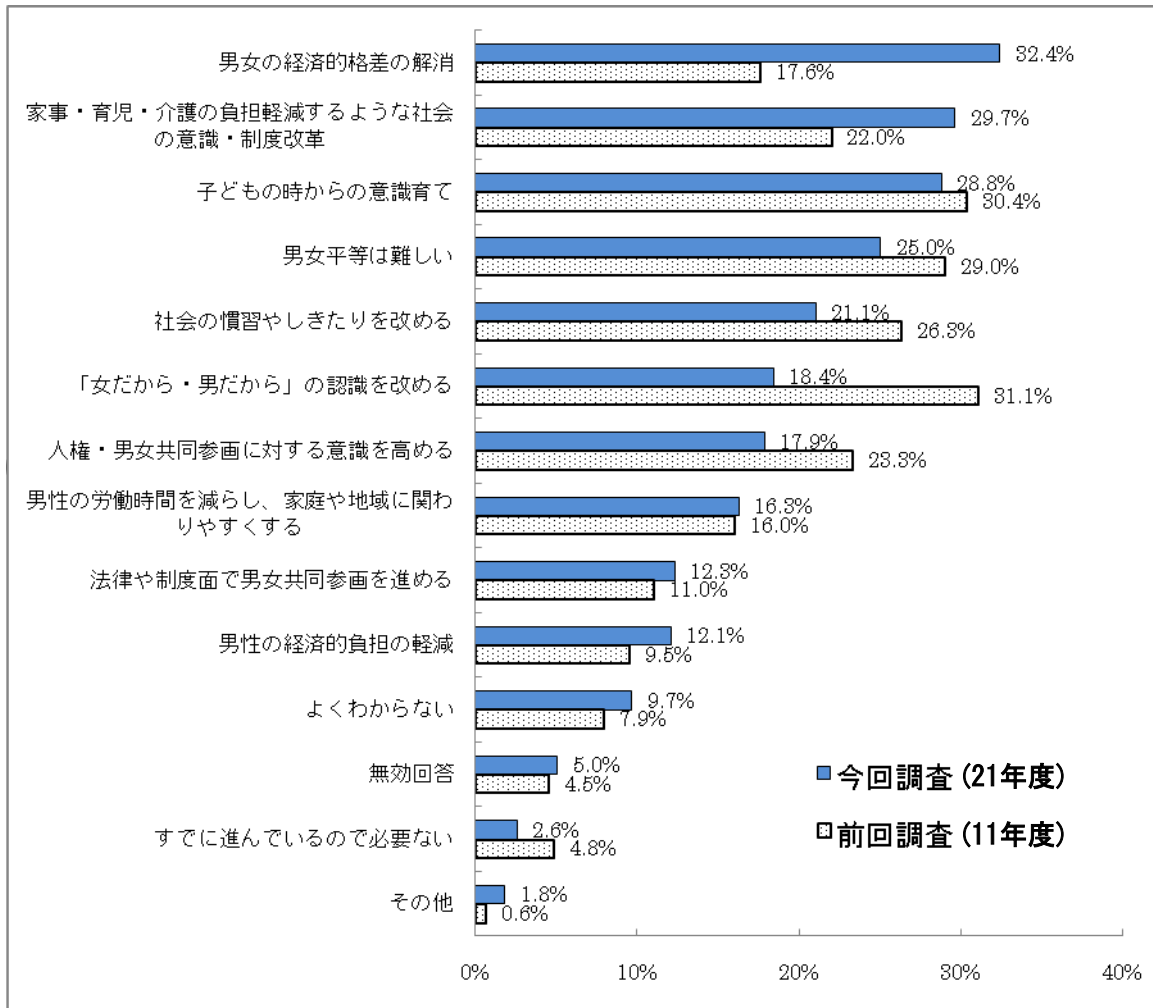


## 男女共同参画推進について

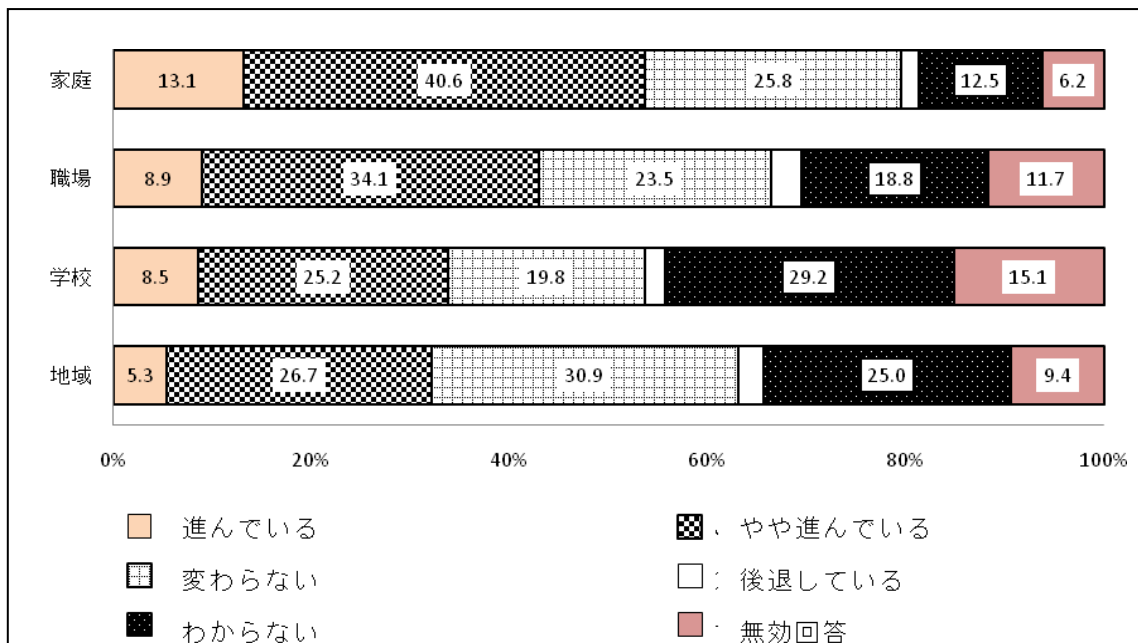
→ 経済的格差や育児・介護などの負担軽減する社会制度改革を望む声 大

- ・ 男女共同参画を推進するためには、「経済的格差の解消」、「慣習やしきたりの改革」、「労働時間の短縮」など制度面の拡充と、様々な面での意識改革が重要であると考えられているようです。前回調査と比較すると、個人の意識改革よりも、女性の社会参画を後押しする制度の充実や改革が望まれるようになっていきます。
- ・ 男女共同参画の状況は、10年前と比べて、家庭で進んでいると感じている方が最も多く、職場、学校、地域の順に続きます。家庭などの身近な場面では、個人の働きかけで男女共同参画に関する環境を変えられるものの、職場や学校、地域などでは規則や慣習があり、意識の変化に時間がかかるのではないかと考えられます。しかし、10年の間で着実に男女共同参画に関する環境は変化しており、意識変革をさらに進めていく必要があります。

## ■男女共同参画推進のために必要なこと



## ■家庭・職場・学校・地域における男女共同参画推進状況





## 第2章 計画の内容

### 1 基本理念

#### だれもが「自分らしく」生きられる 知多市 をめざして

女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができ、一人ひとりが自分らしく生きていけるまちをめざします。

### 2 基本目標

#### 基本目標1 意識づくり

人々の意識の中には、長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識があります。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、男女平等および人権尊重の意識を深く根づかせるためには、啓発活動や講座などによる意識づくりが必要となります。こうした取組を通じて、男女が互いに「思いやり・気遣い・助け合える意識」の向上をめざします。

#### 基本目標2 環境づくり

男女共同参画を推進する上で、意識づくりと同様に環境づくりを進めていくことが大切なことです。多様な活動を自らの希望に沿った形で実現するため、職場や学校・地域・家庭など、様々な場面で個性や能力が発揮できる環境づくりをめざします。

#### 基本目標3 まちづくり

コミュニティ活動を始めとする様々な地域活動の場面において、女性の参加は多いものの、意思決定の場への参画<sup>※7</sup>は少なく、また、各種審議会などへの女性の登用率も低いのが現状です。女性の社会進出のためには、これまでい

上に女性がまちづくりに参画できるような取組が必要です。また、男女共同参画の考え方が、幅広い分野に浸透するよう市民活動やコミュニティ活動などを通じて、誰もが参画しやすいまちづくりをめざします。

#### **基本目標 4 計画推進の体制づくり**

この計画を実行性のある計画にするため、「市・わたしたち（市民）・地域・NPO・事業者」が緊密な連携と協働の下、社会情勢の変化を踏まえながら、社会のあらゆる分野で取組を進めることが重要です。

そのために、取組の進捗状況を市民とともに検証し、状況に応じて見直しを行います。また、男女共同参画推進の拠点である“ウイズ”の機能充実を図り、「だれもが自分らしく生きられる 知多市」の実現をめざします。



### 3 男女共同参画社会を推進する担い手

第5次知多市総合計画では、第1次知多市総合計画から第4次知多市総合計画までの間に培われてきた美しい「緑園都市」と、明るく元気な「市民参加のまち」を基礎に、市民参加を進めて「市民協働」により、新しい地域経営の確立に挑戦します。

この総合計画の地域経営のあり方に基づき、「市」だけでなく、「わたしたち（市民）・地域・NPO・事業者」を計画推進の担い手としてとらえており、市民一人ひとりの意識変革・行動とともに、地域・NPO・事業者などの取組が求められています。このため、市民一人ひとりが行動・実践できる計画を策定し、「市」とともに「わたしたち（市民）・地域・NPO・事業者」が行動の実践主体となり、「市民協働」により計画に取り組んでいきます。

#### <わたしたち（市民）・地域・NPO・事業者>

職場や学校・地域・家庭など、様々な場面で「お互い様」の気持ちを持ち、それぞれが、できる事をできる分野で実践していきます。また、ワーク・ライフ・バランスの取組における効果を認識し、働く人の生活を見直すとともに、事業者ができる取組を実践していきます。

#### <市>

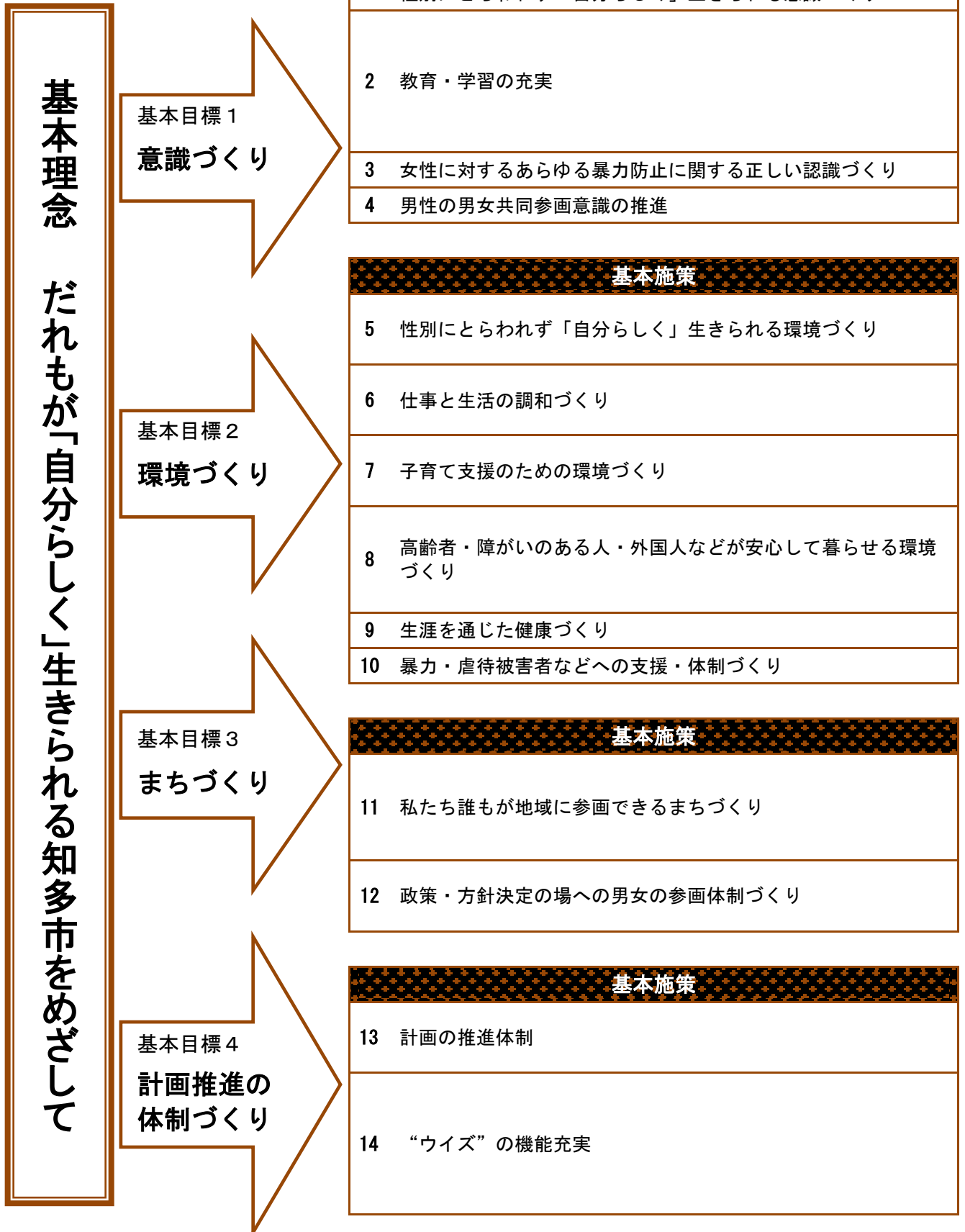
本計画を実効性のある計画とするため、「市・わたしたち（市民）・地域・NPO・事業者」が思い(志)を一つにし、ともに力を出し合い、計画を実践することで、男女共同参画を推進していきます。

目標の実現に向け、男女共同参画の担当課だけでなく、その他の関係課と連携・協力しながら実践していきます。

#### <市民協働>

市民活動推進条例第4条には、市民、コミュニティなど、市民活動団体、事業者および市が「市民協働」をまちづくりの基本とし、積極的に必要な連携に努め、相互の理解と信頼を基礎として、互いに立場を尊重し、互いの特長および能力を活かし合うものでなければならないとしています。

4 体系図



取組

- (1) 意識を醸成するための啓発活動
- (2) 性別役割分担についての意識改革の推進
- (3) 乳幼児期における男女共同参画意識の醸成
- (4) 学校教育期における男女共同参画意識の啓発
- (5) ライフステージに応じた教育・学習機会の提供
- (6) 女性に対するあらゆる暴力防止のための啓発活動
- (7) 男女共同参画に対する男性の理解の向上



取組

- (8) 女性の自立支援の充実
- (9) 男女の就労支援の充実
- (10) ワーク・ライフ・バランスに向けた情報提供や講習会などの充実
- (11) 長時間労働抑制への取組・年次有給休暇取得の推進
- (12) 育児休暇制度の周知や育児休暇取得の推進
- (13) 子育て支援環境の整備と充実
- (14) 介護や障がいに関する制度の周知や介護休暇取得の推進
- (15) 高齢者・障がいのある人などの支援環境の整備と充実
- (16) 国際理解の推進
- (17) 健康を支援する体制の充実
- (18) 相談・支援体制の整備



取組

- (19) コミュニティ活動の推進
- (20) 市民活動の推進
- (21) コミュニティ・市民団体の役員などへの女性登用の推進
- (22) 審議会や意思決定の場などへの女性参画の推進
- (23) 管理職などへの女性登用の推進



取組

- (24) 計画の評価・公表体制
- (25) 推進体制
- (26) 女性のライフプランニング支援
- (27) ネットワークづくりの強化
- (28) 男女共同参画に向けた講座・学習などの場の充実
- (29) 情報発信基地としての体制整備



わたしたち（市民）・地域・NPO・事業者ができること

市ができること

市民協働でできること



### 第3章 基本目標

#### 基本目標1 意識づくり

##### 1 性別にとらわれず「自分らしく」生きられる意識づくり

男女共同参画を推進するためには、女性と男性、子どもと大人、団体・事業所など様々なレベルでの意識づくりが必要です。固定的な性別役割意識にとらわれず、一人ひとりが自分らしく、個性豊かに生きられるように啓発し続けていくことが大切です。

##### (1) 意識を醸成するための啓発活動

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性も男性もともに互いを尊重し合い、思いやる気持ちを育みます。</li> <li>・家庭内における役割分担を見直します。</li> <li>・子どもに性別にとらわれることなく、様々な経験をさせます。</li> <li>・家族に様々なあり方があることをみんなで理解し合います。</li> <li>・性別に関係なく、個人の能力が活かせるよう、職場全体でこれまでの慣行を見直します。</li> <li>・社会全体で互いの子育てや介護を応援する“気持ち”を育む研修などを行います。</li> </ul>
市	<p>市民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、ホームページなど、様々な広報媒体を活用し、人権擁護委員とも協働して、男女共同参画に関する情報を提供します。</li> </ul>

##### =市民協働でできること=

- ・様々な機会を利用した男女共同参画社会への意識を醸成するための啓発
- ・男女共同参画週間などを活用した周知・啓発活動を実施

## 2 教育・学習の充実

男女共同参画の意識を啓発する上で、次世代を担う子どもに向けた意識づけが重要になります。男女共同参画を含めた人権について考える教育・学習の機会を充実させるとともに、子どもを育てる保護者に向けた意識啓発も大切です。

### (2) 性別役割分担についての意識改革の推進

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもたちに、あらゆる場面で性別にとらわれない選択ができるよう、様々な体験をさせます。</li><li>・育児に関する学習会などに、男性も積極的に参加します。</li><li>・母親も父親も学校行事や地域行事に積極的に参加します。</li><li>・働きながら子育てをしている人を家族や地域全体で支えます。</li><li>・職場全体で男女を問わず、保護者が子育てを大切にすることを共通意識を育みます。</li></ul>
市	<p>関係各課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・妊婦とその配偶者や乳幼児の保護者を対象とした教室などで、性別にとらわれず互いに協力して、育児休暇の取得・出産・育児・家事に臨めるように働きかけます。</li></ul>

#### =市民協働でできること=

- ・母子健康手帳交付の機会を利用して、NPOなどが、“ウイズ”や地域で子育て支援を行っている団体などの情報を提供
- ・地域で、男女の区別なく子どもたちにかかわることができる取組

### (3) 乳幼児期における男女共同参画意識の醸成

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どものころから、あらゆる機会でも個人として互いを尊重し、支え合う男女共同参画の視点を教えます。</li> <li>・ 事業者は、保護者が学習の機会に参加できるように応援します。</li> <li>・ 母親も父親も保育園や幼稚園、地域の行事に参加します。</li> <li>・ 保護者や家族を始め、地域の人々とともに子どもを育てていきます。</li> </ul>
市	<p>子育て支援課・幼児保育課・健康推進課・市民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父親の子育て参画への意識啓発を行います。</li> <li>・ 保育園や幼稚園で保護者に対する男女共同参画意識の啓発に努めます。</li> </ul>

#### ＝市民協働でできること＝

- ・ 出前講座や親子教室の開催
- ・ 子育てや教育に関する学習機会の提供

### (4) 学校教育期における男女共同参画意識の啓発

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらゆる機会でも個人として互いを尊重し、支え合う男女共同参画の視点を教えます。</li> <li>・ 子どもが性別にとらわれることなく、自分の意志で役割などを自由に選択できる環境をつくり、大人はそれを見守ります。</li> <li>・ 男女共同参画をさまたげる慣習やしきたりを見直します。</li> <li>・ 職種における性別意識を見直し、幅広い職業選択ができるようにします。</li> </ul>
市	<p>学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性別にとらわれない幅広い進路を提示し、多様な選択ができるように指導します。</li> <li>・ 小中学校におけるあらゆる教育活動を通じ、人権教育を推進します。</li> <li>・ 男性教諭も子育てや介護のための休暇をとりやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>

#### ＝市民協働でできること＝

- ・ 中学生・高校生および保護者を対象にした男女共同参画意識啓発講座の開催
- ・ 中学生向けの男女共同参画リーフレットの作成と活用

## (5) ライフステージに応じた教育・学習機会の提供

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 男女共同参画に関する講座に積極的に参加します。</li><li>・ 在職中そして退職後も、研修会などへの参加をみんなに勧めます。</li><li>・ コミュニティなどで、男女共同参画社会に関する学習機会を設けます。</li><li>・ 事業者も内部研修でダイバーシティ・マネジメント（多様化した社会への適切かつ効率的な対応をするための工夫）など、男女共同参画について学習する機会を設けます。</li></ul>
市	<p>市民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 世代に合わせた男女共同参画に関する学習機会を提供します。</li></ul> <p>関係各課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 託児の実施や開催日時、開催場所などを工夫し、働く人（誰も）が参加しやすい講座などを開催します。</li></ul>

### ＝市民協働でできること＝

- ・ 男女共同参画に関する研修・講座の企画運営と効果的な取組

### 3 女性に対するあらゆる暴力防止に関する正しい認識づくり

本市では、デートDVや言葉の暴力、精神的な暴力についてDVとしての認識が低いのが現状です。夫婦間だけでなく恋人同士の間でも生じる暴力についても正しく啓発していかなければなりません。暴力が人権侵害であることへの認識を深め、あらゆる暴力の根絶に努めていきます。

#### (6) 女性に対するあらゆる暴力防止のための啓発活動

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族や地域でDVやセクシュアル・ハラスメント<sup>※8</sup>について話し合う機会を持ちます。</li> <li>・ 情報を必要としている周囲の人に相談窓口を紹介します。</li> <li>・ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント<sup>※9</sup>などについて理解し、その根絶に取り組みます。</li> </ul>
市	市民活動推進課・関係各課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVなどに関する正しい知識の啓発を広報などで行います。</li> <li>・ DVなどに対する相談窓口や支援体制の周知に努めます。</li> </ul>

#### ＝市民協働でできること＝

- ・ DVに関する研修・講座などの開催と正しい認識の啓発
- ・ 中学生・高校生および教員・保護者に向けたデートDV予防に関する研修・講座などの開催と正しい認識の啓発
- ・ 女性に関するあらゆる暴力の根絶に向けた情報提供
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動週間における、配偶者などからの暴力防止についての啓発



#### 4 男性の男女共同参画意識の推進

男女共同参画は、働く女性の支援という印象が強くあります。本来は、女性の生き方に限らず、すべての人にかかわる課題です。長時間労働の見直しや子育ての課題など、男性にもかかわりが深く、男性の理解を促進するためにも積極的な働きかけが必要です。

##### (7) 男女共同参画に対する男性の理解の向上

<p>わたしたち 地 域 N P O 事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性は職場での生活とともに、家庭や地域での生活を見直します。</li> <li>・働く人が職場での生活だけでなく、家庭生活や地域活動へ積極的に参加できるよう支援します。</li> <li>・<u>パワー・ハラスメント</u>、<u>モラル・ハラスメント</u><sup>※10</sup>の防止を職場で周知します。</li> </ul>
<p>市</p>	<p><b>市民活動推進課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の性別による固定的役割分担意識を見直すための意識啓発に努めます。</li> <li>・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します。</li> <li>・パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントなど、男性に対する相談窓口を周知します。</li> </ul> <p><b>関係各課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事や育児参加を推進するための情報提供や学習機会を提供し、意識の醸成を図ります。</li> </ul>

##### ＝市民協働でできること＝

- ・男性向けや夫婦参加型の男女共同参画の学習や相談の機会の提供
- ・男性に向けた情報紙の作成と配布
- ・退職した男性の地域活動への参加促進

## 基本目標2 環境づくり

### 5 性別にとらわれず「自分らしく」生きられる環境づくり

男女共同参画には、組織レベルの環境づくりが欠かせません。市民の一人ひとりの考え方の変化だけでなく、その考えが実際の行動に結びつくための体制や仕組みをつくる必要があります。

#### (8) 女性の自立支援の充実

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ “ウイズ” の相談や講座を積極的に活用します。</li><li>・ 女性の雇用を積極的に推進し、働きやすい職場の環境づくりに努めます。</li></ul>
市	<p>市民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ フェミニストカウンセリング<sup>※1</sup>を始め、女性の精神面での自立に向け、相談体制を充実させ、周知します。</li></ul> <p>子育て支援課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 母子自立支援相談の実施など、ひとり親家庭への自立支援体制の充実を図ります。</li></ul>

#### =市民協働でできること=

- ・ 男女共同参画に取り組む団体と情報交換できる機会づくり
- ・ 女性支援を行うグループ、団体、企業などと市のネットワークの構築

## (9) 男女の就労支援の充実

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ハローワークなどを活用し、自分の生活スタイルに合った就職活動を行います。</li><li>・様々な働き方を提案し、起業にも取り組んでいきます。</li><li>・社員の残業などの負担を軽減し、リタイア世代や障がいのある人などが就労できるようにワークシェアリング<sup>※1 2</sup>に取り組めます。</li><li>・女性の新たな職種・職域へのチャレンジを支援します。</li><li>・採用に際し、性別による差別をなくします。</li></ul>
市	<p><b>市民活動推進課</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・女性の再就職を支援するための講座などを開催します。</li></ul> <p><b>商工振興課</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・知多市ふるさとハローワークを通し、就労支援します。</li></ul> <p><b>子育て支援課</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・仕事と育児の両立支援のための各種制度の周知と普及・利用を促進していきます。</li></ul>

### ＝市民協働でできること＝

- ・社会貢献活動や社会的企業の起業による就労の場の創出
- ・関係機関と連携し、男女の就労支援や職業能力の向上を図る講座や研修会などを開催

## 6 仕事と生活の調和づくり

個人の能力を発揮し、生きがいがある場合は、職場だけではなく。家事・育児・市民活動など、家庭や地域にも生きがいを感じることができる場は多くあります。地域で暮らす一人として職場などで培われた知識や能力を家庭・地域生活にも活かし、仕事と生活のバランスを取ることが大切です。

### (10) ワーク・ライフ・バランスに向けた情報提供や講習会などの充実

<p>わたしたち 地 域 N P O 事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりが家族の構成員として互いに協力し、支え合いながら、その役割を果たします。</li> <li>・子どもにも家族の一員として、性別を問わず役割を与え、家庭の中での責任を持たせます。</li> <li>・<u>ワーク・ライフ・バランス</u>について学び、職場の環境を整えていきます。</li> <li>・<u>ファミリー・フレンドリー企業</u><sup>※13</sup>の認証の取得に努めます。</li> </ul>
<p>市</p>	<p><b>市民活動推進課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー・フレンドリー企業など、先進的な男女共同参画への取組の情報を提供します。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供や講座を開催していきます。</li> </ul>

#### =市民協働でできること=

- ・事業者、NPO、コミュニティ、市など関係者、関係機関によるワーク・ライフ・バランスの取組についての協議
- ・市民団体との連携による男性の育児を応援するための啓発

### (11) 長時間労働抑制への取組・年次有給休暇取得の推進

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日常生活において、仕事や家庭、地域の活動などがバランスよく保たれているか、一日の過ごし方を見直してみます。</li><li>・ 年次有給休暇などを活用し、学校行事や地域行事に参加します。</li><li>・ 多様な働き方を社員に提案し、<u>ワーク・ライフ・バランス</u>の取れた仕組や体制づくりに取り組みます。</li><li>・ 社員に長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得を推進します。</li></ul>
市	<p>関係各課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報やホームページを通し、年次有給休暇取得や産前産後休暇など労働基準法の周知のための啓発を行います。</li></ul>

#### =市民協働でできること=

- ・ 商工会や職域団体との連携による長時間労働抑制の啓発

## 7 子育て支援のための環境づくり

仕事を続けながら子育てに参画できる環境をつくることは、男女共同参画の視点では大切なことです。そのためには、制度的な環境整備を始め、職場における「お互い様」の気持ちづくりや子育てを応援する気持ちが求められます。

### (12) 育児休暇制度の周知や育児休暇取得の推進

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 育児に関する各種制度を積極的に利用します。</li><li>・ 女性も男性も、互いの立場を尊重し、協力し合い、「お互い様」の気持ちを持って支え合います。</li><li>・ NPO法人は、積極的に育児休暇制度を整備し、活用を図ります。</li><li>・ 福利厚生について社員に周知します。</li><li>・ 女性も男性も分け隔てなく積極的に育児休暇などの制度を利用できる環境整備に努めます。</li></ul>
市	<p>関係各課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 育児休暇制度の啓発を行います。</li><li>・ 男性に向けた育児休暇取得に関する啓発を行います。</li></ul>

#### =市民協働でできること=

- ・ 男性の育児休暇取得促進に関する情報収集、情報発信
- ・ 育児休暇などの取得者の子育て支援

### (13) 子育て支援環境の整備と充実

<p>わたしたち 地 域 N P O 事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な制度・サービスの情報を収集し、活用します。</li> <li>・ 子育て支援のための施設を活用します。</li> <li>・ NPOの行う子育て支援サービスの充実を図ります。</li> <li>・ 市民の暮らしに合った子育てプランの提案をします。</li> </ul>
<p>市</p>	<p><b>子育て支援課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ファミリー・サポート・センター</u>※<sup>14</sup>で病後児などの一時預かりを実施します。また、市民の要望に応じて支援内容の充実を図ります。</li> <li>・ 子育て支援拠点を整備していきます。</li> </ul> <p><b>幼児保育課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待機児童の解消、3歳未満児保育、長時間保育、一時保育など保育サービスの充実を図ります。</li> </ul> <p><b>青少年支援課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後子どもプランに基づく放課後児童クラブ、放課後子ども教室を充実させます。</li> </ul>

#### ＝市民協働でできること＝

- ・ 子育てにかかわる様々な世代の交流機会の提供
- ・ 男性の家事・育児などへの参画の働きかけ
- ・ 子育てネットワークの拡充
- ・ 産じょく期※<sup>15</sup>ヘルパーなどによる子育て支援

## 8 高齢者・障がいのある人・外国人などが安心して暮らせる環境づくり

誰もが自分らしく生きられるようにするためには、介護が必要な高齢者や障がいのある人の生活を支援するとともに、男女がともに介護の役割を担い、助け合っていくことが大切です。また、母国語が異なるなど多様な人が暮らす地域で、各種制度を活用しながら、地域で見守り、ともに助け合って暮らせる環境づくりが求められます。

### (14) 介護や障がいに関する制度の周知や介護休暇取得の推進

<p>わたしたち 地 域 N P O 事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護や障がいに対する各種制度を積極的に利用します。</li> <li>・女性も男性も、互いの立場を尊重し、協力し合い、「お互い様」の気持ちを持って支え合います。</li> <li>・NPO法人は、積極的に介護休暇制度を整備し、活用を図ります。</li> <li>・福利厚生について社員に周知します。</li> <li>・女性も男性も分け隔てなく積極的に介護休暇などの制度を利用できる環境づくりに努めます。</li> </ul>
<p>市</p>	<p><b>福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度、成年後見制度や障がい者自立支援制度など、市民の暮らしを支援する制度の利用が進むよう、仕組や利用方法を広報やホームページなどで分かりやすく周知します。</li> </ul> <p><b>関係各課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休暇制度の普及、啓発を行います。</li> <li>・男性に向けた介護休暇取得に関する啓発を行います。</li> </ul>

#### =市民協働でできること=

- ・介護や障がいに関する制度、介護休暇などの啓発



### (15) 高齢者・障がいのある人などの支援環境の整備と充実

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な制度・サービスの情報を収集し、活用します。</li> <li>・ 介護などの生活支援のための施設を活用します。</li> <li>・ NPOの活動による介護サービスの充実を図ります。</li> <li>・ 市民の暮らしに合った生活支援プランの提案をします。</li> </ul>
市	<p><b>福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的な福祉活動に取り組む団体などを支援します。</li> <li>・ 障害者自立支援法による各種福祉サービスを提供します。</li> <li>・ 知多北部広域連合と連携し、介護予防事業や介護サービスが適正に供給されるよう、介護保険制度を運用します。</li> <li>・ 認知症サポーター<sup>※16</sup>を養成し、地域における理解者や見守る人を増やし、手助け活動を促進します。</li> </ul>

#### =市民協働でできること=

- ・ NPOなどと連携し、高齢者や障がいのある人の社会参加・参画、生きがいつくりの支援
- ・ NPOなどとの連携による家族介護者の負担軽減に向けた支援体制の構築
- ・ 関係機関と連携し、長期間発見されない孤独死抑止のための見守り活動の促進や相談体制の充実

### (16) 国際理解の推進

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な文化や習慣の違いを理解し合います。</li> <li>・ 地域活動への外国人の参加・参画を進め、交流を深めます。</li> </ul>
市	<p><b>市民活動推進課・関係各課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活ガイドブックを配布します。</li> <li>・ 外国人相談を充実させます。</li> <li>・ 多言語による情報提供を行います。</li> </ul>

#### =市民協働でできること=

- ・ 外国人の地域社会への参加・参画支援

## 9 生涯を通じた健康づくり

男女が互いに身体的性差を理解し合い、自分の心身や健康について、正確な知識や情報を得、健康を享受することは、自分らしく、ゆとりある人生を送る前提となります。市では、日々の健康づくりを始め出産前後の母子の健康づくり、不妊治療に対する経済的支援など、幅広く支援していきます。

(17)健康を支援する体制の充実	
わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場における健康診断を実施します。</li> <li>・ きちんと食べて、健全な食生活を実践します。</li> <li>・ 楽しく食べて、豊かな心身を育みます。</li> <li>・ スポーツクラブへの参加など、日ごろの健康づくりに心がけます。</li> </ul>
市	<p><b>健康推進課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊・産婦健康診査の受診率向上に努めます。</li> <li>・ 不妊治療に対する経済的支援を行います。</li> <li>・ 性差に応じたがん検診、生活習慣病の予防、喫煙に関する正しい知識を普及します。</li> <li>・ <u>食育</u><sup>※17</sup>に関する活動を推進します。</li> </ul> <p><b>生涯スポーツ課、生涯学習課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>総合型地域スポーツクラブ</u><sup>※18</sup>や文化活動などを推進します。</li> </ul>

### =市民協働でできること=

- ・ NPOなどと連携した赤ちゃん訪問の充実
- ・ 生きがいを持って生活するための居場所、健康づくりの支援
- ・ 軽スポーツや健康体操などの健康づくり

## 10 暴力・虐待被害者などへの支援・体制づくり

D.V.、児童虐待、高齢者虐待など、暴力・虐待被害者への支援や体制づくりには、市の担当部署だけではなく、関係機関や民間、NPOなどとの連携や地域の見守りが欠かせません。様々な機関が連携するネットワークを構築し、迅速に対応することにより、暴力や虐待を未然に防ぎ、被害者の支援にあたります。

(18) 相談・支援体制の整備	
<p>わたしたち 地 域 N P O 事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ D.V.や虐待などの暴力被害が疑われる場合は、市や警察などに相談します。</li> <li>・ 地域で子どもや高齢者、障がいのある人などを見守ります。</li> <li>・ <u>セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント</u>の防止に努めます。</li> </ul>
<p>市</p>	<p><b>市民活動推進課、関係各課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談体制を充実させ、関係各課、女性相談センター、警察などの関係機関との連携や子どもや高齢者の虐待対応と連動し、D.V.防止と被害者の支援に努めます。</li> </ul> <p><b>子育て支援課、関係各課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護児童対策地域協議会を中心に、情報の一元化の下、関係各課や児童相談所(児童・障害者相談センター)と連携を図り、情報把握と迅速な対応に努めます。</li> <li>・ 子どものケアとともに、家族関係再統合(虐待された子どもが再び家庭で生活できるよう家族関係を取り戻すこと)の支援を進めます。</li> <li>・ 支援を要する子どもや家庭については、定期的な家庭訪問プログラムを作成、実施します。</li> </ul> <p><b>福祉課、関係各課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者虐待相談センターをネットワーク拠点として対応します。</li> </ul>

### ＝市民協働でできること＝

- ・ 暴力・虐待被害者の早期発見と支援のための体制づくり

## 基本目標3 まちづくり

### 11 わたしたち誰もが地域に参画できるまちづくり

市では、コミュニティやNPOなど、地域を構成する主体が一体となって、地域の資源を活かし、課題を解決し、まちづくりを進めていきます。男女共同参画もまちづくりの課題の一つです。「性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮できる社会」を築き上げるためには、分野や世代という枠を越え、誰もが参加・参画でき、活動しやすい体制づくりが必要です。

#### (19) コミュニティ活動の推進

<p>わたしたち 地 域 N P O 事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティや地域の役員は、男女共同参画を考える機会を持ちます。</li> <li>・コミュニティ活動など市民活動の中に、女性の視点や考えを積極的に取り入れていきます。</li> <li>・地域のことをよく知り、コミュニティなどの活動に積極的に参画します。</li> <li>・誰もがコミュニティ活動に参加・参画できるよう、慣習や仕組みを見直します。</li> <li>・託児などを取り入れ、誰もが地域活動へ参加しやすい環境づくりに取り組みます。</li> <li>・地域の特性を生かしたコミュニティ・ビジネス<sup>※19</sup>やソーシャル・ビジネス<sup>※20</sup>など、新たな仕組みをつくり出します。</li> <li>・事業者も地域の一員としてコミュニティ活動に参画します。</li> </ul>
<p>市</p>	<p><b>市民活動推進課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で活躍する女性リーダーを積極的に支援します。</li> <li>・地域活動における性的役割分担などの古い慣習の見直しに向けた啓発を行います。</li> </ul> <p><b>関係各課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動や環境活動など、女性の視点を取り入れたまちづくりを推進します。</li> </ul>

#### =市民協働でできること=

- ・先進的な取組を行っているNPOやコミュニティなどの事例紹介と交流機会の提供
- ・NPOやコミュニティと連携した安心・安全なまちづくりへの取組

## (20) 市民活動の推進

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域社会の一員として、市民活動への関心と理解を深め、自発的に参加します。</li><li>・ 地域社会の一員として、事業者もまちづくりに関心を持ち、参加・参画します。</li></ul>
市	<p><b>市民活動推進課</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 男女共同参画の視点から講座や交流会、啓発を実施し、市民活動を推進します。</li><li>・ 市と市民団体を効果的に結びつけ、市民活動の推進を図ります。</li><li>・ 女性グループや団体の育成を支援するとともに、女性リーダーを積極的に支援します。</li></ul> <p><b>青少年支援課</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ まちづくりの将来を担う男女の青少年のリーダーや団体の育成を支援します。</li></ul> <p><b>関係各課</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民活動やボランティア活動などを支援します。</li></ul>

### ＝市民協働でできること＝

- ・ 市民団体相互あるいはコミュニティや市とのネットワークの充実
- ・ 学校と地域が協働しての青少年の居場所づくり
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れた事業の実施

## (21)コミュニティ・市民団体の役員などへの女性登用の推進

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニティや市民団体の役員へ女性の登用を進めていきます。</li><li>・女性も積極的に企画・運営の場に参画していきます。</li><li>・事業者も、NPOも、コミュニティ組織にかかわる女性たちを支援します。</li></ul>
市	<p>市民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・女性の登用に取り組む先進的なコミュニティを研修会を通じて紹介します。</li><li>・地域の伝統を継承しつつ、みんなが参加しやすい仕組みに見直します。</li></ul>

### ＝市民協働でできること＝

- ・市民活動やコミュニティ活動への女性の登用を推進する研修会などの実施
- ・コミュニティや市民団体などの役員への女性登用の働きかけ

## 12 政策・方針決定の場への男女の参画体制づくり

女性の政策・方針決定の場への参画は、前回の計画でも重点課題として、取り上げられていたものの、十分に進んでいるとはいえないのが現状です。

活力あるまちづくりを進めるためには、あらゆる分野で女性の参画を進め、新しい発想を取り入れていくことが必要となってきます。また、このような場で発言できる女性リーダーを育成していくことも求められます。

### (22) 審議会や意思決定の場などへの女性参画の推進

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性も積極的に方針決定の場に参画します。</li> <li>・職場における会議、検討会などに女性の参画を進めていきます。</li> <li>・女性が参画しやすい体制づくりに努めます。</li> </ul>
市	<b>関係各課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会などへの女性の参画を進めます。</li> <li>・女性の参画しない審議会、委員会などの解消をめざします。</li> </ul>

#### =市民協働でできること=

- ・審議会などへの女性参画の促進

### (23) 管理職などへの女性登用の推進

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性も方針決定の場に参画していきます。</li> <li>・女性の管理職や役員への登用を進めます。</li> </ul>
市	<b>秘書職員課・各課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性幹部職員を育成し、その登用を進めます。</li> </ul>

## 基本目標 4 計画推進の体制づくり

### 13 計画の推進体制

この行動計画を実効性の高い計画とするためには、取組の進捗状況を定期的に検証することが大切です。市では、市役所だけでなく、市民の意見を聞きながら、行動計画の進捗状況を検証していきます。

#### (24) 計画の評価・公表体制

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 行動計画を自分に当てはめて実践し、振り返ります。</li><li>・ 市とともに行動計画の進捗状況を検証します。</li><li>・ 事業者、NPOも、自分たちの組織での取組を男女共同参画の視点で定期的に検証します。</li></ul>
市	<p>市民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画の定期的な検証を行い、市総合計画の見直しの時期にあわせて計画の見直しを行います。</li></ul>

#### ＝市民協働でできること＝

- ・ 定期的な行動計画の検証と見直し



## (25) 推進体制

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 男女共同参画について話し合う機会を設け、計画を推進します。</li><li>・ 職場で男女共同参画社会実現に向けての取組を振り返り、計画を推進します。</li></ul>
市	<p>秘書職員課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 知多市特定事業主行動計画に基づき、市役所内の男女共同参画に取り組みます。</li></ul> <p>市民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係課と連携し、ウイズプランⅡを関係課と連携して推進します。</li><li>・ 市役所内で連絡会を設置し、計画推進の進捗状況を1年ごとに検証します。</li></ul>

### =市民協働でできること=

- ・ ウイズプランⅡに関する検討会の開催や計画の推進のための体制の整備

## 14 “ウイズ”の機能充実

市では、“ウイズ”を男女共同参画の推進拠点としています。しかし、意識調査の結果に現われているように、“ウイズ”の認知度は低く、今後も男女共同参画の拠点施設であることを広く知ってもらうための啓発が必要です。さらに、市民が利用しやすい施設とするため、その機能の充実を図ります。

### (26) 女性のライフプランニング支援

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの女性がライフプランを描く機会を持ちます。</li> <li>女性のライフプランニング<sup>※21</sup>を支援するため、地域やNPOなどの事業や組織のあり方を検証します。</li> </ul>
市	<b>市民活動推進課・関係各課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性のライフプランニングのために、女性団体などの活動を支援します。</li> </ul>

#### =市民協働でできること=

- 女性の職場復帰など、ライフプランニング支援のための取組

### (27) ネットワークづくりの強化

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりがネットワークづくりに努めます。</li> <li>事業者、NPOがネットワークづくりを推進します。</li> <li>地域活動、市民活動に取り組む人を応援し、横のつながりを広げます。</li> </ul>
市	<b>市民活動推進課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会に向けたネットワークを構築します。</li> </ul>

#### =市民協働でできること=

- 男女共同参画に取り組む人や団体のネットワークづくり
- 女性活動団体と他の市民団体との交流機会の提供と情報の共有

## (28) 男女共同参画に向けた講座・学習などの場の充実

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 講座などに積極的に参加・参画します。</li><li>・ 講座などに参加・参画する人を応援します。</li><li>・ 学んだ事を家庭や学校、職場で話し合い、日々の生活や活動に役立てます。</li></ul>
市	<p>市民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ “ウイズ”で実施する講座などを通して、男女共同参画に取り組む人材や組織などの地域資源を育てます。</li><li>・ 夜間講座や夫婦参加型講座、託児付講座など、参加しやすく、ともに男女共同参画について学べる学習機会を提供します。</li><li>・ 女性の人権に関する法律、社会制度などの講座を開催します。</li></ul>

### =市民協働でできること=

- ・ 市民団体と連携し、誰もが参加しやすい講座の開催

## (29) 情報発信基地としての体制整備

わたしたち 地 域 N P O 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ “ウイズ”の資料や図書を積極的に活用し、男女共同参画に対する知識を深めます。</li><li>・ 男女共同参画に関する情報を積極的に集め、自らも発信します。</li></ul>
市	<p>市民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民のニーズを把握し、図書や資料の充実を図ります。</li><li>・ “ウイズ”から、男女共同参画に関する情報を発信します。</li><li>・ 男女共同参画に取り組む市民団体の情報を提供します。</li><li>・ 男女共同参画に関する情報誌「ふらっと」を発行します。</li></ul>

### =市民協働でできること=

- ・ 男女共同参画に取り組む人、団体などの情報収集と情報提供

## 5 数値目標

項 目	現状 (21年度、ただし ※は22年度)	目標
<b>1. 意識づくり</b>		
出前講座実施回数	1回／年	5回／年
D.Vに関する相談窓口を知っている人の割合 ※アンケート問20	43%	60%
<b>2. 環境づくり</b>		
仕事と仕事以外の時間とのバランスがとれている 人の割合 ※アンケート問8	32.7%	50%
<b>3. まちづくり</b>		
男性の地域活動への参加経験者の割合	35%	50%
市の審議会などの委員への女性の登用率	21%※	30%
市役所の管理職（一般行政職副統括監以上）の女 性割合	4%※	10%
女性ゼロ審議会数	8 ※	0
コミュニティ役員の女性登用率	11%※	30%
<b>4. 計画推進の体制づくり</b>		
“ウイズ”の認知度 ※アンケート問21	12.2%	30%
“ウイズ”の自主事業への参加者数	342人／年	400人／年
“ウイズ”の図書の貸出冊数	334冊／年	450冊／年

# 資料

## 知多市男女共同参画センター“ウイズ”（ふれあいプラザ内）

住 所 知多市新知東町2丁目7番地の2

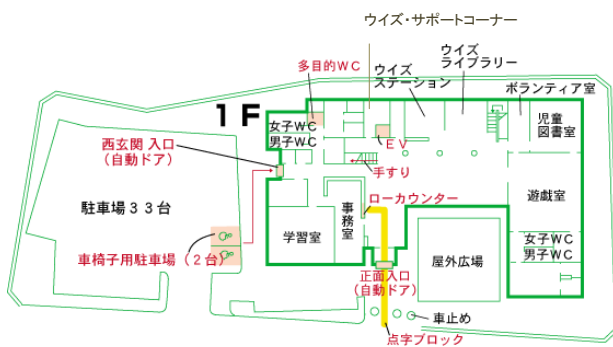
“ウイズ”は、情報の提供や、講座などの開催により、男女共同参画社会の実現をめざす施設です。本市の男女共同参画の中心的役割を果たす拠点施設として位置づけています。市民が男女を問わず、自由に気軽に訪問できるよう「人と情報のネットワーク」の拠点として、愛称を“ウイズ”としました。中部公民館、児童センターと併設され、3つの施設を併せて「ふれあいプラザ」と呼称しています。

“ウイズ”は、以下の3室で構成しています。

**ウイズ・ライブラリー**：男女共同参画を啓発する図書などの利用スペース

**ウイズ・ステーション**：男女共同参画が生かされたまちづくりを目標とした人と情報のネットワーク  
‘まちかどネットウイズ’、並びに男女共同参画社会をめざす話し合いや活動のスペース

**ウイズ・サポートコーナー**：フェミニストカウンセラーによる「フェミニストカウンセリング」開催スペース



### 【コンセプト】

男女共同参画に係る

- ・ 市民ネットワークの拠点づくり
- ・ 市民活動支援
- ・ 社会参加のきっかけづくり

### ＝事業内容＝

- 1 講座、講演会
- 2 男女共同参画協働事業
- 3 「男女共同参画センターだより ふらっと」の発行／年4回
- 4 フェミニストカウンセリング（女性への相談）／第1・3火曜日
- 5 図書などの閲覧・貸出し（ウイズ・ライブラリー）
- 6 まちかどネットウイズ

## 用語説明

### ※<sup>1</sup> 【男女共同参画社会基本法】1、6頁

平成11（1999）年6月制定、施行された法律で、「男女雇用機会均等法」の制定以来、初めての男女平等の実現に向けて策定された法律。男女共同参画社会の実現を我が国の最重要課題と位置づけ、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、かつ、ともに責任を担う社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に推進していくことを目的に制定された。

#### 【男女雇用機会均等法】

昭和60（1985）年制定された法律で、雇用の場における男女平等をめざした法律。男女差別を対象とした我が国で初めての法律で、正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。平成9（1997）年の改正では、それまで努力義務であった「募集・採用、配置・昇進・教育訓練、定年・退職・解雇」等での男女差別の禁止とセクシュアル・ハラスメント防止の事業主への配慮義務などが盛り込まれた。平成18（2006）年6月の改正では、「間接差別」の禁止、男性に対するセクハラ禁止、妊娠・出産などを理由とした解雇等不利益な取扱いの禁止等が盛り込まれた。

### ※<sup>2</sup> 【ワーク・ライフ・バランス】1、4、7、14、25、26頁

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、個人が、仕事と、家庭生活や余暇、地域活動、自己啓発などの個人的生活とのバランスを保ち、仕事と私生活のいずれも犠牲にすることなく自己実現がめざせる社会。

### ※<sup>3</sup> 【コミュニティ】2、5、12、14、20、33、34、35、41頁

地域社会の主体性、自発性にもとづき地域の課題に対してお互いに協力し合う社会、近隣社会、地域社会、地域共同体等と表される。市では小学校単位で10のコミュニティが組織されている。

※<sup>4</sup> 【ドメスティック・バイオレンス（DV）】 4、9、21、32、41頁

配偶者や恋人など、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力を指す。現状では、男性から女性に対する暴力がほとんどであり、女性の人権を著しく侵害する重大な問題である。

※<sup>5</sup> 【デートDV】 4、9、21頁

配偶者でもなく、同居もしていないが、特に若い世代（中高大学生）で親密な関係にある相手からの、身体的・精神的・性的暴力を指す。

※<sup>6</sup> 【市民協働】 5、14頁

知多市市民活動推進条例第2条第4項では、「市民、コミュニティ等若しくは市民活動団体が、相互に、又は事業者若しくは市と対等な関係で連携し、適切に役割分担しつつ協力し合うことをいう。」と定義されています。

※<sup>7</sup> 【参画】 12、13、19、27、28、30、33、34、35、36、40頁

社会の様々な場に、単に参加するだけでなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定にかかわること。

※<sup>8</sup> 【セクシュアル・ハラスメント】 21、32頁

日本語では「性的いやがらせ」と訳され、縮めて「セクハラ」といわれる。相手方の意に反した性的言動を指し、そのことによって就労環境や教育環境が悪化することをいう。地位を利用して性的関係を迫る「対価型」から卑猥な話題を公然と行い、環境を悪化させる「環境型」まである。男女雇用機会均等法の改正では、職場における「セクハラ」防止を事業主に配慮義務として課したことで話題となった。

※<sup>9</sup> 【パワー・ハラスメント】 21、22、32頁

職場で、職務権限などの力を利用して行う嫌がらせやいじめ。パワハラ。



## ※10 【モラル・ハラスメント】 22、32頁

暴力は振るわず、言葉や態度で嫌がらせをし、いじめること。精神的暴力。精神的虐待。モラハラ。

## ※11 【フェミニストカウンセリング】 23、42頁

“ウイズ”で実施している女性をサポートするための相談。

## ※12 【ワークシェアリング】 24頁

勤労者同士で雇用を分け合うこと。各々の労働時間を短くする時短によるのが典型的な方法である。「ワーキングシェア」という表現も多く用いられている。

## ※13 【ファミリー・フレンドリー企業】 25頁

ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業。市では平成22年10月時点で4つの企業が登録されている。

## ※14 【ファミリー・サポート・センター】 28頁

一時的な子育て・介護ニーズに対応するため、地域において援助したい人と援助を受けたい人からなる会員組織（ファミリー・サポート・センター）を設立し、相互援助活動を行うもの。市では、子育て総合支援センターに設置されている。

## ※15 【産じょく期】 28頁

産褥期。妊娠・出産によって生じた母体の形態的・機能的変化が出産後に妊娠前の状態にほぼ回復するまでの期間をいう。本計画では、産褥期における母子の心身ケアについて知識のあるヘルパーを産褥期ヘルパーとする。

## ※16 【認知症サポーター】 30頁

厚生労働省が平成17年度から開始した「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」構想の一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」で、「認知症サポーター養成講座」を受講した方。認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をしてもらう方です。

## ※17 【食育】 31頁

食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。

市では、平成22年度から24年度までの3年間の計画で、「ちゃんと食べる たのしく食べる しぜんの恵みを食べる」を実践する市民を増やすことを目標に食育推進計画を策定した。

## ※18 【総合型地域スポーツクラブ】 31頁

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブで、市では平成21年4月に「ふれあい佐布里スポーツクラブ」が、平成22年4月に「旭東コスモススポーツクラブ」がスタートした。

## ※19 【コミュニティ・ビジネス】 33頁

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法によって解決し、地域の再生をめざしていくことによって、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。

一例としてコミュニティ・レストランがある。コミュニティ・レストランは、地域の人々の多様なニーズにあわせて、「安全安心な食の提供」、「障がいのある人の働く場づくり」、「不登校の子どもたちの出口づくり」、「高齢者の会食の場づくり」、「循環型社会の拠点づくり」などのテーマを持って立ち上げて、NPOとして運営していこうとする、NPOの起業モデル。

## ※20 【ソーシャル・ビジネス】 33頁

環境・地域活性化・少子高齢化・福祉・生涯教育など社会的課題への取組を、継続的な事業活動として進めていくこと。地域の自立的発展、雇用創出につながる活動として有望視されている。

## ※21 【ライフプランニング】 39頁

主に①結婚・出産といった「家族形成」、②職業選択等の「社会的な活動選択」について、いつ・どのような選択を行うか、あるいは選択するに当たってどのような課題があるかを、長期的な視点で検討・計画すること。

## 男女共同参画に関する動き

年	世界	国	愛知県	知多市
1945(S20)	○国際連合憲章前文に男女同権の原則明記	○日本国憲法公布(男女平等明記)		
1975(S50)	○国際婦人年世界会議(於メキシコシティ)「世界行動計画」採択「国連婦人の10年」設定	○婦人問題企画推進本部設置 ○婦人問題企画推進会議設置 ○婦人問題担当室設置		
1976(S51)	○ILOに婦人労働問題担当室設置	○育児休業法(女子教員、保母、看護婦等)施行 ○民法の一部を改正する法律施行	○総務部青少年婦人室設置 ○婦人関係行政推進会議設置 ○婦人問題懇話会設置 ○婦人の生活実態と意識に関する調査開始 ○愛知県婦人団体連盟結成 ○あいち婦人のつどい開始	
1977(S52)		○「国内行動計画」策定 ○国内行動計画前期重点目標決定 ○国立婦人教育会館開館	○「ちやるま あいちの女性」発刊	
1978(S53)		○国内行動計画第1回報告書発表	○県地方計画、推進計画に婦人のために位置づけ ○県事務所に婦人総合窓口設置 ○婦人労働サービスセンター設置 ○地方機関婦人問題推進連絡会議、市町村婦人問題連絡会議設置	
1979(S54)	○国連婦人の10年エスカップ地域政府間準備会議(於ニューデリー)女子差別撤廃条約採択		○母子福祉会館開館 ○婦人国際交流事業開始	
1980(S55)	○国連婦人の10年中間年世界会議(於コペンハーゲン)後期行動プログラム採択女子差別撤廃条約署名式	○国内行動計画第2回報告書発表	○国連婦人の10年・1980年世界会議NGOファールム参加	
1981(S56)	○女子差別撤廃条約発効	○民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行 ○国内行動計画後期重点目標決定	○婦人職業サービスルーム開設	
1982(S57)		○母子福祉法の一部を改正する法律施行	○第5次県地方計画に婦人部門位置づけ ○地域婦人問題開発事業開始	
1983(S58)		○国内行動計画第3回報告書発表		
1984(S59)	○国連婦人の10年世界会議・エスカップ地域政府間準備会議(於東京)	○「アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム」開催	○婦人情報システム構想研究会開催 ○市長村婦人対策推進事業費補助金制度開始 ○婦人地域活動者表彰制度開始	
1985(S60)	○国連婦人の10年世界会議(於ナイロビ)「ナイロビ将来戦略」採択	○国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行 ○生活保護基準額の男女差解消 ○女子差別撤廃条約批准	○国連婦人の10年・記念事業実施 ○国連婦人の10年・ナイロビ世界会議NGOフォーラム参加	
1986(S61)		○婦人問題企画推進会議に替へ婦人問題企画推進有識者会議設置 ○国民年金法等の一部を改正する法律施行 ○男女雇用機会均等法施行	○婦人情報・相談・交流コーナー開設 ○婦人情報提供機関等連絡会議設置	
1987(S62)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○女性グループ活動交流事業開始	
1988(S63)		○「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」策定	○「あいち女性プラン」策定に着手 ○高辻センター(女性勤労サービスセンター、女性高等技術専門学校等)開館	
1989(H 1)			○「あいち女性プラン」策定	○女性問題啓発講演会「レディースナウ'89」開催
1990(H 2)	○「ナイロビ将来戦略見直し勧告」採択	○パートタイム労働指針制定	○地域実践活動交流事業開始 ○あいち女性プラン推進記念講演会開始	○女性問題啓発講演会「レディースナウ'90」開催 ○総務部総務課地域振興係の事務分掌に位置づけ ○第3次総合計画に「青少年・女性を位置づけ」
1991(H 3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ○「男女共同参加」が「男女共同参画」に改称	○婦人週間記念フォーラム開始(~H7) ○あいち女性プラン推進研究会設置	○総務部地域振興課に「青少年・女性担当」設置 ○知多市地域女性連絡会設置 ○女性問題啓発講演会「輝け女性」開催

年	世界	国	愛知県	知多市
1992(H 4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○育児休業法施行</li> <li>○婦人問題担当大臣任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○'92あいち女性のつどい開催</li> <li>○女性人材養成事業開始</li> <li>○市町村女性行政担当者研修会開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性問題啓発講演会「翔け女性たちよ」開催</li> <li>○「女性から女性」広報掲載</li> <li>○知多市レディース会議設置</li> <li>○女性対策住民意識調査実施</li> </ul>
1993(H 5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連経済社会理事会(国連婦人に関する地位委員会)「女性に対する暴力に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校家庭科の男女必修実施</li> <li>○婦人問題に関する全国リーダー会議開催</li> <li>○パートタイム労働法成立”</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年婦人室を青少年女性室に改称</li> <li>○審議会等委員への女性の登用推進要綱制定”</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性問題啓発パネルディスカッション「共に生きる男女(あなた)へ」開催</li> </ul>
1994(H 6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋会議(ジャカルタ)「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択”</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校家庭科の男女必修、学年進行により実施</li> <li>○総理府に男女共同参画推進本部・男女共同参画室・男女共同参画審議会設置</li> <li>○今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」策定</li> <li>○「新ゴールドプラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいち農村漁村女性プラン策定</li> <li>○県女性地域実践活動交流協議会結成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「知多市レディースプラン」策定</li> <li>○女性問題啓発講演会「出会いってステキ 男と女(ひととひと)」開催</li> </ul>
1995(H 7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回世界女性会議(於北京)「北京宣言」及び「行動綱領」採択”</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○育児・介護休業法」施行</li> <li>○「ILO156号条約」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回世界女性会議・記念事業実施</li> <li>○東海・北陸地区女性問題担当行政ブロック会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務部総務課青少年女性係設置</li> <li>○女性問題啓発講演会「今共生のとき男と女(あなたとわたし)」開催”</li> </ul>
1996(H 8)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画2000年プラン」策定”</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛知県女性総合センター(ウイイルあいち)開館</li> <li>○女性参政50年記念フォーラム開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知多女性たちの会設立</li> <li>○女性問題啓発講演会「ときめいて今を生きる」開催</li> </ul>
1997(H 9)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女雇用機会均等法」改定</li> <li>○「男女共同参画2000年プラン」に関する第1回報告書」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛知県女性問題懇話会提言</li> <li>○男女共同参画推進地域フォーラム開催</li> <li>○「あいち男女共同参画2000年プラン」策定(「あいち女性プラン」改定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に共生する(まちにいきる)」広報掲載</li> <li>○女性問題啓発講演会「地球は一つ人と人との結びつき」開催</li> </ul>
1998(H10)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女雇用機会均等法」改定</li> <li>○「男女共同参画2000年プラン」に関する第2回報告書」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛知2010計画策定</li> <li>○あいち男女共同参画推進市町村サミット開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に共生する(まちにいきる)」広報掲載</li> <li>○女性問題啓発講演会「男か女かではなく個人の豊かさ」と自由が大切」開催”</li> </ul>
1999(H11)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」改正</li> <li>○「男女共同参画社会基本法」成立</li> <li>○「男女共同参画2000年プラン」第3回報告書」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画社会づくりシンポジウム開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画住民意識調査実施</li> <li>○女性問題啓発フィルム&amp;トーク(映画「ユキエ」と松井久子監督)</li> <li>○知多市地域女性連絡会終了</li> </ul>
2000(H12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第5回世界女性会議(於ニューヨーク)「政治宣言」及び「成果文書」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「介護保険法」施行</li> <li>○男女共同参画審議会答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民生活部社会活動推進課男女共同参画室設置</li> <li>○愛知県女性問題懇話会提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画センター設立</li> <li>○情報コーナー「ウイズ・ライブラリー」開設</li> <li>○「まちがどネットウイズ」立ち上げ</li> <li>○フェミニストカウンセリング開始</li> <li>○男女共同参画講座「ウイズカレッジ」開始</li> <li>○男女共同参画講演会「ウイズトーク」開始</li> </ul>
2001(H13)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画会議設置</li> <li>○中央省庁等改革によって内閣府に男女共同参画局を設置</li> <li>○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立</li> <li>○第1回男女共同参画週間</li> <li>○男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動」について</li> <li>○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部施行(配偶者暴力相談支援センターを除く)</li> <li>○「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「あいち男女共同参画新プラン21-個性が輝く社会をめざして-」策定</li> <li>○同プラン説明会開催(名古屋市、豊橋市、岡崎市)</li> <li>○愛知県男女共同参画懇話会「男女共同参画社会の実現を促進するための県条例の基本方向についての県民意見交換会」開催</li> <li>○男女共同参画懇話会提言「男女共同参画社会の実現を促進するための県条例の基本方向について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「知多市男女共同参画行動計画(知多市ウイズプラン)」策定</li> <li>○男女共同参画推進連絡会(庁内各課担当者)設置</li> </ul>
2002(H14)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行</li> <li>○アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛知県男女共同参画推進条例施行</li> <li>○愛知県男女共同参画審議会発足</li> <li>○愛知県男女共同参画相談委員制度発足</li> <li>○男女共同参画月間制定</li> </ul>	
2003(H15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律施行</li> <li>○男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」</li> <li>○次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法成立</li> <li>○第4・5回女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画社会の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割～」答申</li> <li>○男女共同参画フォーラム開催</li> <li>○平成15年度東海・北陸地区男女共同参画担当行政ブロック会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DVケース連絡会(県と共同)</li> </ul>

年	世界	国	愛知県	知多市
2004(H16)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正(12月施行)</li> <li>○「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定</li> <li>○育児・介護休業法改正(平17.4施行)</li> <li>○「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定</li> <li>○男女共同参画チャレンジフェスタ開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画講座「メンズセミナー」開始</li> <li>○DVケース連絡会(県と共同)</li> </ul>
2005(H17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界関係級会合)開催(ニューヨーク国連本部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画会議答申「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」</li> <li>○少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」</li> <li>○女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定</li> <li>○「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画チャレンジ応援劇の上演</li> <li>○「あいち子育て・子育て応援プラン」策定</li> <li>○愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定</li> <li>○男女共同参画フォーラム in あいち開催(内閣府・名古屋市共催)</li> <li>○「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画講座「国際サロン」開始</li> <li>○男女共同参画職員研修開始(~H18)</li> </ul>
2006(H18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第50回国連婦人の地位委員会開催(「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など)(ニューヨーク国連本部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」</li> <li>○男女雇用機会均等法改正(平19.4施行)</li> <li>○東アジア男女共同参画担当大臣会合開催</li> <li>○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> <li>○少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛知県男女共同参画審議会答申「男女共同参画施策の当面する課題～あいち男女共同参画プラン21の中間評価を踏まえて～」</li> <li>○愛知県女性総合センターの施設管理に指定管理者制度を導入</li> <li>○財団法人あいち女性総合センターを財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更</li> <li>○産学官の連携により連続公開講座開催(あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラム主催)</li> <li>○男女共同参画月間推進事業</li> <li>○「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サテライトセミナー(県共済)開催</li> <li>○再就職準備セミナー(21世紀職業財団共催)開催</li> <li>○男女共同参画センターだより「ふらっと」発行開始</li> </ul>
2007(H19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第51回国連婦人の地位委員会開催(「女児に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃」など)(ニューヨーク国連本部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正(平20.1施行)</li> <li>○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</li> <li>○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> <li>○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会「『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向報告書」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性のチャレンジ支援事業「女性のチャレンジ相談」実施</li> <li>○男女共同参画月間推進事業</li> <li>○産学官の連携によりシンポジウム開催(あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラム主催)</li> <li>○女性のチャレンジ支援事業「女性のチャレンジ・サポート講座」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画協働事業(チャレンジ支援事業)開始</li> </ul>
2008(H20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第52回国連婦人の地位委員会開催(「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」など)(ニューヨーク国連本部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仕事と生活の調和推進室」設置</li> <li>○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」</li> <li>○男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」</li> <li>○第6回女子差別撤廃条約実施状況報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性のチャレンジ応援サイト 愛・チャレンジ」開設</li> <li>○「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定</li> <li>○男女共同参画意識に関する調査</li> <li>○男女共同参画月間推進事業</li> </ul>	
2009(H21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第53回国連婦人の地位委員会開催(「HIV/AIDSのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など)(ニューヨーク国連本部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「DV相談ナビ」の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発冊子「新たな地平を切り拓く～男女がともに活躍できる社会～」の作成・配布及び女性の参画に関する関係団体への要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画住民意識調査検討委員会の開催</li> <li>○男女共同参画住民意識調査実施</li> </ul>
2010(H22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)開催(ニューヨーク)</li> <li>○新たな機関UN Womenを設置採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> <li>○APEC女性リーダーズネットワーク(WLN)会合を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方向について」を知事へ答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画行動計画策定委員会の開催</li> <li>○男女共同参画行動計画策定</li> </ul>

# 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### （国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### （国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響



を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることを。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員とし

て任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

## 計画策定の経過

今回の行動計画は、「わかりやすい・実効性のある・自分のこととして考えられる計画」を目指し、公募による市民で構成された男女共同参画行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を5回開催しました。策定委員会では、アドバイザーに住民意識調査の作成の段階から専門的な意見をいただき、意見交換を行いました。

市では男女共同参画推進連絡会（以下「推進連絡会」）で、策定委員会との調整を図りました。

### 1 策定委員会・推進連絡会の経過

	策定委員会	推進連絡会
1	平成22年6月12日（土） 内容：計画の方向性、骨子案について	平成22年6月22日（火） 内容：正副会長の選任、男女共同参画計画（今後の予定、骨子案）
2	平成22年7月3日（土） 内容：男女共同参画センター“ウイズ”見学、素案について	平成22年7月15日（木） 内容：男女共同参画計画（骨子案、行動プラン）
3	平成22年8月7日（土） 内容：これまでの10年とこれからの10年	平成22年8月17日（火） 内容：男女共同参画行動計画案（サポートちた出席）
4	平成22年9月18日（土） 内容：計画案について	平成22年10月5日（火） 内容：男女共同参画行動計画案
パブリックコメント（平成22年12月22日から平成23年1月20日）		
5	平成23年1月30日（日） 内容：パブリックコメントを受けて	平成23年2月1日（火） 内容：男女共同参画行動計画案（パブリックコメント）

### 2 各課ヒアリングの実施

期 日	平成22年8月24日～9月6日
実施課	秘書職員課、市民活動推進課、福祉課、子育て支援課、健康推進課、幼児保育課、商工振興課、学校教育課

### 3 策定委員会委員

荒木麻貴臣・海老原優里・深世古沙里・中山浩治・宮本広美・内藤幸三・  
市野めぐみ・三根以佐子・石井久子・河内かをる・辻川勝利



### 4 アドバイザー

特定非営利活動法人参画プラネット

(代表理事 渋谷典子氏 / 常務理事 伊藤静香氏)

### 5 推進連絡会連絡員(平成22年度)

竹内久恵(総務課)・岩田耕治(契約管財課)・早川剛史(秘書職員課)・  
小島千明(環境政策課)・浜野昌俊(清掃業務課)・片岡彩子(福祉課)・  
坂口知里(保険医療課)・富田容代(商工振興課)・早川康裕(都市政策課)・  
森 靖之(下水道課)・竹内弘志(庶務課)・新美朋子(生涯学習課)・  
瀧本典史(生涯スポーツ課)

## 策定委員の声

本計画は策定委員の方にそれぞれの視点からこの計画を見つめ、ともに考え、作成してきました。しかし、計画は作るのではなく、実行することが大切です。

この計画策定を終えて、策定委員の方には計画やまちづくりについて、今後の想いを書いていただきました。



その人それぞれのスタイルで、もっと働きやすく暮らしやすいまちになっているように、基本目標2の6「仕事と生活の調和づくり」に期待します。私にもまずできることは、地域の人たちともっとつながる時間をもつことだと気づきました☆

生きていくのにとっても厳しい世の中です。家族で、友達で、地域で、この行動計画を、読んでいただいて「お互い様」の優しい心が、今よりもっとたくさん、様々な場面でみえるようになるといいなあって思っています。



社会が変わるのを待っているのではなく、自分のできるところから始めていくことが、計画を進める第一歩だと思います。私は、「まちづくり」の分野で女性の視点がさらに生かされていくことを期待しています。十年後、性別にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きやすいまちだと実感できるようになっていると良いですね。



自分の住んでいる知多市に何かお役に立てることがないかという思いのもと、男女共同参画策定委員に白紙ではありましたが申込みました。会議が進んでいく中で現状の課題・問題が浮き彫りに上がってきて、男女共同参画ではない面にも多々気づかされました。コーディネーターの進行に従い、各策定委員の考え方・意見を述べると計画書が徐々に成長していきました。



男女共同参画というものはまだまだ認知されていないのが現状だと思います。今後もっと多くの方に男女共同参画というものを認知していただき、理解していただく必要があると思います。そこから性別・年齢・障がいの有無等関係なく、誰もが自分らしく生きられる街づくりに発展して欲しいと思います。特に、育児を行いながらも働ける様な環境づくり(男性の育児休暇等)に僕は期待したいと思います。

私は2年前、育児休暇をとり、それがご縁でこの策定委員会に参加させていただきました。2年間、いろいろな立場でいろいろな考えをお持ちになる方々とお話できたことで、その考えや気持ちを少しだけかもしませんが理解することができました。この相互理解こそが今回の計画の第1歩だと思います。より多くの人がこの計画を知り、立場の違う人の考えを知り、また自分の考えを伝え、自分らしさを発揮できる社会になってほしいと思います。



男女共同参画は「難しい」「とっつきにくい」と思っている人が多いでしょう。いつの間にか意識の中に作られていた仕組みを毎日の生活の中で「ここが変!!」と気づくことが改革への一歩だと思っています。

啓発活動や講座の開催で誰もが身近な問題として捉え、意識が向上することを期待します。

私自身、共稼ぎで少しばかりの家事、子育てもし、それなりにお互い“自分らしい”生き方をしてきました。策定委員会に参加し、私の思っているほどあまいものではないと気づかされる。だが、イクメンパパの言葉にあるように社会は少しずつだが改善されているのも事実である。

目標数値に近づけるには、どんなことがあるのかを事例、図表等々を使って機会あるごとにPRすることと携わる人が背中を見せることが大切と思う。



今回策定委員会に参加させていただいて、いろいろなお話をきくことができてよかったです。私はピアノをやっていて音楽の大学で勉強していますが、音楽の世界は男女の差が無く、すべて実力の世界なので、女性であることの不便さは感じたことはありませんでした。音楽の世界のように、男女、という括りではなく、個々の一人の人間として、暮らしやすく、それぞれが持つ能力が発揮でき、それが受け入れられる社会になっていることを期待します。

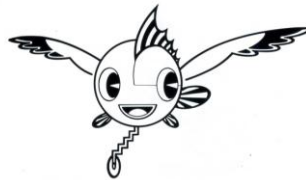


「女性も男性も老いも若きも…だれもが“自分らしく”生きられるまちをめざして」をいろいろな世代の人たちと話し合いながら考え合うことができた。それが素晴らしかった。



自分らしく生きている人は、常に自分の可能性を追って生きている。これがないと幸せを感じないのかもしれない。生きるとは生活全般の日常で、それを男女という視点に立ってみると面白い。今回策定委員になって皆さんと話し合う機会をいただいて、ありがとうございました。





## 知多市男女共同参画行動計画 知多市ウイズプランⅡ

平成23年3月 発行

発 行 知多市

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

TEL (0562) 33-3151 (代)

FAX (0562) 32-1010

ホームページ <http://www.city.chita.aichi.jp>

Eメール [mail@city.chita.lg.jp](mailto:mail@city.chita.lg.jp)

編 集 生活環境部市民活動推進課

特定非営利活動法人地域福祉サポートちた

〒478-0047 愛知県知多市緑町12番地の1

知多市市民活動センター1階

TEL (0562) 33-1631

FAX (0562) 33-1743